

認可保育所の 開設・運営について

平成27年5月1日現在

掲載内容は一部予定や旧制度のものが
含まれており、変更になる場合があります。

大 阪 市

目 次

1 認可保育所の概要

1 保育所の目的	1
2 保育所のしくみ	1

2 認可の条件・基準について

1 大阪市内で認可保育所の設置可能な条件	2
2 大阪市の保育所認可基準	4
3 認可手続きの流れ	8
4 認可変更手続き	9
5 保育所の休廃止	9
6 保育所の改善命令・事業停止・設置認可の取り消し	9

3 保育所の運営について

1 保育所の運営	10
2 児童の入所手続きなど	10
3 保育内容	12
4 保育所の運営費	12
5 利用定員について	12
6 小規模保育施設との連携	13
7 その他の運営に関すること	13

4 経理・監査について

1	会計管理について	17
2	会計書類について	18
3	出納事務について	18
4	契約事務について	19
5	固定資産、減価償却、国庫補助金等特別積立金について	19
6	運営費の取扱いについて	19
7	決算について	20
8	施設監査について	21

5 参考資料

参考資料	22
------	----

1 認可保育所の概要

1 保育所の目的

保育所は、就労や疾病などにより児童を家庭で保育できない場合に、保護者の申し込みによって0歳（原則として生後6か月以上）から小学校就学前に達するまでの乳幼児を家庭の保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

また、地域の子育て家庭を支援するため、育児に関する相談や助言等、さまざまな事業をおこなっています。

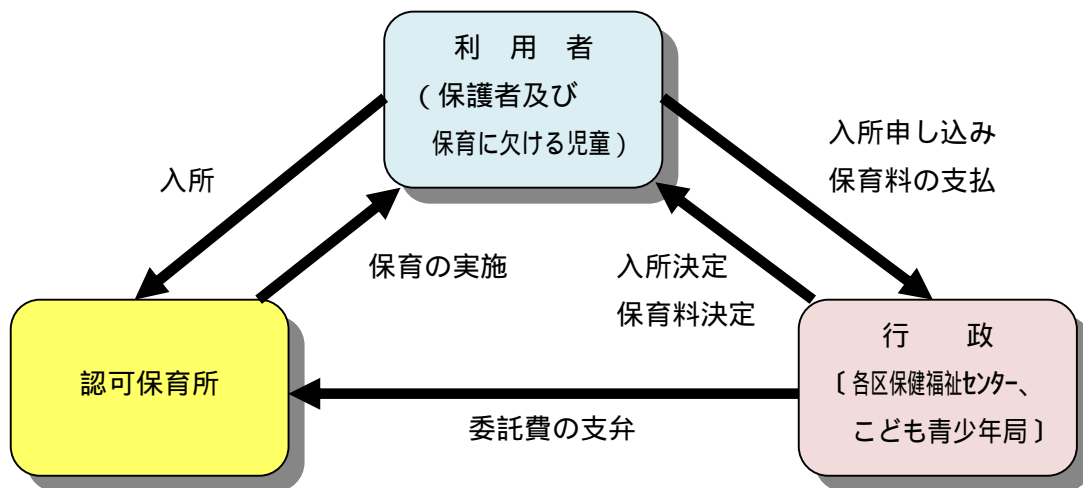
2 認可保育所のしくみ

(1) 認可保育所に入所申し込みができる方

保育所は、児童の保護者のいずれもが保育できない場合であって、かつ同居の親族その他の者が児童を保育できない場合に入所できます。ご家庭での保育が可能であると認められる場合には、保育所へ入所していただくことはできません。

入所申し込みができる方の詳細は、10ページを参照してください。

(2) 認可保育所と利用者と行政（大阪市）の関連図



利用者は、認可保育所の利用申し込みを保健福祉センターへ行います。
保健福祉センターは、保育所の入所申し込みがありましたら、保育の実施が必要であるか審査・選考を行ったうえで、入所決定及び保育料の決定を行います。
入所決定を受けた利用者は、認可保育所へ入所します。
認可保育所は、利用児童の保育を実施します。
大阪市（こども青少年局）は、入所状況に応じて、保育所へ委託費を支弁します。
利用者は、大阪市へ保育料の支払いを行います。

② 認可の条件・基準について

1 大阪市内で認可保育所の設置可能な条件

(1) 設置経営主体が法人格を有するものであること

ただし、社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、下表の要件を満たす必要があります。また、社会福祉法人を新たに設立して認可保育所を設置することも可能です。

(2) 施設が大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準その他の関係法令に適合した施設であること

(詳細は、5ページを参照してください。)

(3) 設置希望地の地域的な保育ニーズが認められること

(4) 土地、建物については、原則として法人の自己所有であること

ただし、不動産の確保が困難である場合は、条件を満たせば、賃貸物件においても、設置認可は可能です。(詳細は、次ページの別表を参照)

(1) の表

ア 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと

イ 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること

(保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること)

ウ 当該法人の経営に携わるものが、社会的信望を有すること

エ 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと

オ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと

別表

		社会福祉法人	社会福祉法人以外
保育所の不動産の状況	自己所有	自己所有の場合であっても、原則、抵当権、賃借権、地上権といった権利関係がない状態が必要です。ただし、当該建物の開設のために必要な資金の借入に関することは除く。(社会福祉法人は、独立行政法人福祉医療機構からの借入以外は所轄庁の承認が必要です)	
		社会福祉法人を新設する場合は、土地か建物の自己所有が必要(要基本財産)	
	賃貸物件	<p>下記のいずれも満たす必要がある。</p> <p>地上権又は賃借権を設定し、かつ、これの登記が必要(抵当権がある場合は、全ての抵当権者から賃借権の設置の同意の登記が必要)なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、地上権及び賃借権の登記は行わなくても差し支えはない。</p> <p>10年以上の賃貸借契約が可能であること</p> <p>賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること</p> <p>建築確認済証及び検査済証の交付が確認されており、新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和56年以前の建物の場合は、耐震調査を実施し、問題がないか、又は、耐震補強済である必要がある)</p>	
	安定的に賃借料を支払い得る財源の確保が必要。	<p>1年間の賃料に相当する額及び1000万円の確保が必要(1年間の賃料が1000万円を超える場合は、その額)</p> <p>地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等の過去の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲で当該額を減額できる場合があります。</p>	

2 大阪市の保育所認可基準

(1) 職員配置・施設整備基準の概要

ア 職員配置

(ア) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものであること。

なお、委託費の所長設置加算を受ける場合は、常時、実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者であること。

(イ) 保育士（保育士資格を有する者）

年 齢	配置基準
0 歳児	児童 3 人につき 1 人
1・2 歳児	児童 6 人につき 1 人
3 歳児（配置改善加算なし）	児童 20 人につき 1 人
3 歳児（配置改善加算あり）	児童 15 人につき 1 人
4・5 歳児	児童 30 人につき 1 人
利用定員 90 人以下の場合は常勤の休けい保育士を、利用定員 91 人以上の場合は非常勤の休けい保育士を 1 人配置	
上記以外に非常勤保育士を 1 人以上加配	
利用定員 91 人以上の場合は、休けい保育士を当該保育士に含めることが可能	

保育士は、各年齢の児童数を年齢別配置基準数で除し、少数点第 2 位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した人数が必要です。

なお、標準時間認定の児童を受け入れる場合、及び委託費の主任保育士専任加算を受ける場合は、上記に加え、各 1 人の加配が必要です。

保育士は各組や各グループに 1 人以上（乳児を含む各組及びグループは、当該組・グループにかかる最低基準上の保育士の定数が 2 人以上の場合は、1 人以上でなく 2 人以上）常勤職員を配置すること。

(ウ) 事務職員

公定価格上の算定に含まれているため、配置を求めます。ただし、常勤である必要はなく、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置する必要がありません。

(エ) 調理員

保育所の利用定員	配置人数
40 人以下	1 人
41 人以上 150 人以下	2 人
151 人以上	3 人

給食は、保育所内の調理室で調理する必要があります。自園において調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しなくても差し支えありません。

委託費の栄養管理加算を受ける場合は、栄養士の配置が必要です。なお、栄養士は、調理員に含むことが可能です。

(オ) 嘱託医

医科及び歯科の嘱託医を置くこと。(常勤である必要はありません。)

(カ) 看護師(国家資格)又は保健師

乳児9人以上を入所させる保育所にあつては保健師又は看護師1人を置くこととし、乳児6人以上を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師1人を置くように努めること。

なお、乳児4人以上を入所させる保育所において保健師又は看護師又は准看護師が配置された場合、1人まで保育士の配置基準に含むことができる。

イ 建物の構造

2方向の出入口を確保する必要があります。また、保育室を2階以上に設置する場合は、次の要件を満たす必要があります。ただし、階数については、災害時の避難や救出に支障のない程度とすること。

		2階建て	3階建て	4階建て以上
建物構造		耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物
階段など (それぞれに 1つ以上設置)	常用	屋内階段 屋外階段	屋内(避難)階段 屋外階段	屋内(避難)階段 屋外(避難)階段
	避難用	屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段 バルコニー	屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段	屋外(避難)階段 屋外傾斜路 屋内(避難)階段

賃貸物件を活用して、保育所を設置する場合のみ乳幼児が使用する最も高い階の基準を適用することとして差し支えありません。

ウ 設備

児童1人あたりに必要な保育室の面積

児童の年齢		面積	保育室以外の部屋
ほふく室 乳児室	0歳児	5 m ²	沐浴室(乳児便所兼用)、調乳室、医務室(事務室と兼用は可)、調理室、便所など その他 採光、換気が良好であること 便所については、定員及び年齢に見合う設備、個数を備えること。
	1歳児	3.3 m ²	
保育室・遊戯室	2歳児	1.98 m ²	
	3歳児		
	4歳児		
	5歳児		

面積は、建築基準法施行令で定める方法(壁芯)により算出してください。ただし、柱、固定式の家具など建物に固定されているものは面積に含みません。

エ その他

詳細については、下記の法律、規則、条例、要綱などを参照してください。

- ・大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- ・建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例
- ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

などの関連法令も含む。

(2) 屋外遊戯場（園庭）について

屋外遊戯場については、2 歳以上の児童 1 人につき 3 . 3 m²を確保していただく必要があり、当該施設の同一敷地内の地上に設けることを原則としています。しかし、用地不足の場合、下記の条件を満たせば、屋上を屋外遊戯場とすることや、近隣の公園等を屋外遊戯場として、設けることも差し支えないこととします。（同一敷地内、屋上、近隣公園の組み合わせも可）

ア 同一敷地以外に園庭を設ける場合

- (ア) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- (イ) 便所、水飲み場等に配慮すること

イ 屋上を屋外遊戯場とする場合

- (ア) 防災上の観点から次の点に留意すること

当該建物が耐火建築物であること。また、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること

屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること

屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること

油その他引火性の強いものを置かないこと

地上の周囲には、金網やネットを設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

ウ 近隣の公園などを屋外遊戯場とする場合

- (ア) 近隣の公園などの例

同一敷地外に設けた園庭、地方公共団体が所有する公園、広場など

- (イ) 必要な面積があり、使用にあたっては安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

(3) 認可定員について

認可定員は、原則、募集定員により設定しています。

児童の入所は、認可定員までの入所とし、認可定員を超えて受入を行うことはできません。受入を行う場合は、必ず、事前に児童1人あたりに必要な保育室の面積の範囲内で認可定員を変更いただく必要があります。

大阪市では、保護者からの保育の実施の申し込みに対し保育の実施ができない場合においては、施設の安全性などを考慮したうえで、面積基準の緩和を実施しています。

詳細については、担当者までお問い合わせください。

(4) 社会福祉法人以外の者による設置認可を行う条件

ア 保育所運営費及び補助金の余剰金については、保育所の運営費以外の配当等に対して支出しないこと。また、保育所の運営にかかる事務費等については、法人本部に繰り入れることができるが、本市と協議すること。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準を維持するために、大阪市長が設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

ウ 収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

エ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書（以下「資金収支計算書等」という。）及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。以下同じ）を作成すること。

オ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、オに定める資金収支計算書等の作成に代えて、資金収支計算分析表の作成によることができること。この場合、ウに定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、ウに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

カ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、大阪市に対して提出すること。

前会計年度末における貸借対照表

前会計年度の収支計算書又は損益計算書

エに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書等

ただし、オによる場合は、資金収支計算書等に代えて資金収支計算分析表

エに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細表。ただし、オによる場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細表。また、オによる場合のうち、企業会計の基準

による会計処理を行っている者は、保育所を運営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

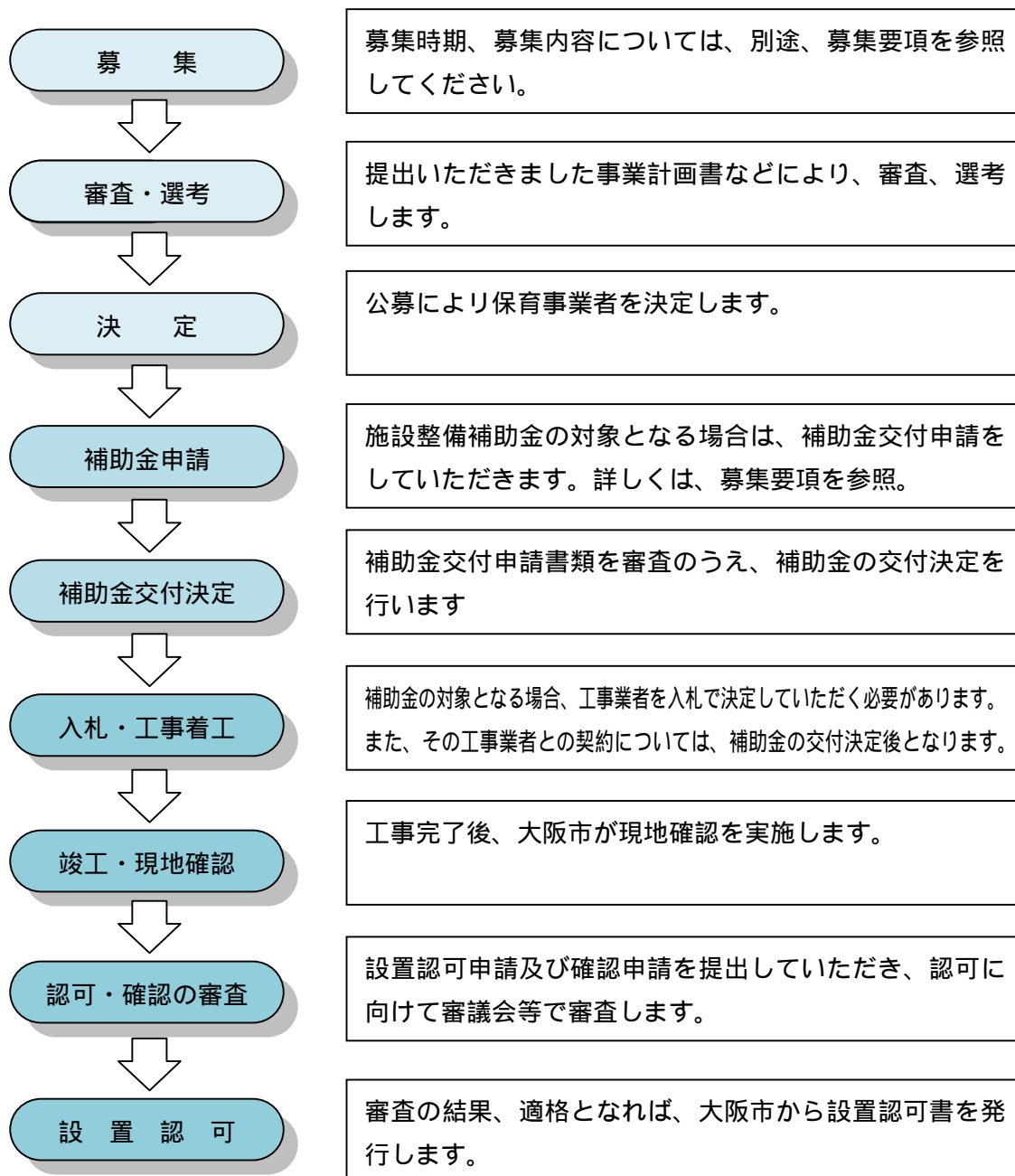
キ 保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

3 認可手続きの流れ

・新規で整備・設置認可の方法

開設時期や、定員、地域などの条件を付して、公募を行います。また、当該年度の保育所整備補助金の予算に応じた募集枠を設置しています。募集枠を超える応募がありましたら、選考により事業者を決定します。

なお、別途、自主財源による保育所設置事業者についても募集しています。



4 認可変更手続き

認可内容の変更を行う場合は、あらかじめ協議いただくものと、変更後に届けていただくものがあります。認可内容を変更する場合は、担当者までご相談ください。

5 保育所の休廃止

保育所の休止及び廃止を行う場合は、遅くとも休止及び廃止を行う日の1年前までに設置者は、その時期や入所児童の処遇について、保育所の設置がある区やこども青少年局と協議し、合意を得ていただく必要があります。また、社会福祉法人については、その他に所轄庁と協議もしていただく必要があります。

6 保育所の改善命令・事業停止・設置認可の取り消し

(1) 改善命令等

大阪市から設置認可を受けた保育所の設備又は運営が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、設置者に対して期限を定めて必要な改善を勧めることがあります。さらに設置者がその勧告に従わず、かつ、児童の福祉に有害であると認められるときは、期限を定めて改善を命令することがあります。

(2) 事業の停止

大阪市は、設置者が改善命令に従わない時は、大阪市児童福祉審議会の意見を聴き、設置者に対してその保育所の事業の停止を命ずることがあります。

(3) 設置認可の取り消し

大阪市は、設置者が改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したときは、認可の取り消しを行うことがあります。

3 保育所の運営について

1 保育所の運営

(1) 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日

(2) 開所時間

乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を鑑み、開所時間は1日11時間以上としてください。

(3) 受入年齢

原則、生後6か月から小学校就学前までです。

2 児童の入所手続きなど

(1) 入所申し込みができる方

保育所の入所申し込みができるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、児童を保育できない場合であって、かつ同居の親族その他の者が児童を保育できない場合に限られます。ご家庭での保育が可能であると認められる場合には、保育所へ入所していただくことはできません。

ア 家庭内又は家庭外で、就労することを常態としている場合

イ 妊娠中または出産後間もなく、兄弟の保育が困難な場合

(入所期間は最長6ヶ月とする)

ウ 疾病又は心身の障がいのため保育が困難な場合

エ 病気や障がいのある親族がいるため、保護者がその介護・看護に当たっている場合

オ 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合

カ 就職に必要な技能習得のために職業訓練学校や専門学校に就学している場合

キ 求職活動中である場合(入所期間は6ヶ月とする)

ク その他、保育に欠ける状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合

(2) 入所手続き

保育所の入所は、各区保健福祉センターにおいて随時受け付けております。しかし、4月の年度当初には入所希望者や児童の異動が多く、選考に時間がかかるため、秋頃から募集・選考を行います。

ア 4月1日入所(一斉入所)

(ア) スケジュール(平成26年度の場合)

10月中旬	各区保健福祉センター及び各保育所にて申込書の配布
10月下旬～11月上旬	申込書の受付
11月上旬～2月上旬	入所選考
2月中旬	内定通知書送付

(イ) 申し込みから入所内定の流れ

保護者が区保健福祉センター又は保育所へ入所申込書類を提出する
区保健福祉センター担当者が面接を行い世帯状況・児童の様子を確認する
区保健福祉センターが提出された書類をもとに、申し込み世帯の保育に欠ける
状況を点数化する。
点数の高い世帯から入所承諾を行う

イ 年度途中入所

年度途中入所は原則として入所希望月の前月 10 日までに申し込みをしていただく
こととなります。入所児童の退所等で年度途中の受け入れが可能な場合は、各区保健
福祉センターと連携し、積極的な受け入れにご協力をお願いします。

(3) 入所後の手続きについて

保護者が必要に応じて行う以下の手続きについては、各保育所にて申請書等の配布を
お願いしています。区保健福祉センターの開所時間にお手続きのために何度も来所いた
だくことは、保護者の負担となる場合もありますので、ご協力いただきますようお願い
します。

ア 現況届を提出する場合

期間を定めない入所（就学まで）については、年に 1 回世帯状況の確認を行って
おります。区保健福祉センターより現況届をお渡ししますので、配布・回収をお願い
いたします。

イ 入所更新申込書を提出する場合

求職活動中等の理由により入所期間が定まっている場合は保育の実施期間の終了前
に、更新の申し込みを行っていただくこととなります。更新時期は入所期間により様々
ですので、区保健福祉センターより送付があった場合には随時配布・回収していただ
きますようお願いいたします。

ウ 住所・勤務先等の変更や保育所を退所する場合

世帯状況に変更があった場合は異動届の提出を求めています。また、退所する場
合も異動届をご提出いただきます。

保護者より異動届の提出があった際は、速やかに各区保健福祉センターへご報告
いただきますようご協力をお願いいたします。

3 保育内容

保育所は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。保育は、「保育所保育指針」に基づき、最低基準を順守したうえで、保育する児童の状態に応じた保育を行ってください。

4 保育所の運営費

児童の入所に応じて、次の費用が大阪市から給付及び交付されます。

- ・委託費（児童 1 人あたりの給付額については、巻末の単価表を参照してください。）
- ・嘱託医配置円滑化事業
- ・延長保育事業
- ・障がい児保育事業
- ・障がい児保育実践交流研修事業
- ・産休等代替職員費補助金
- ・看護師等雇用費補助金
- ・アレルギー対応等栄養士配置事業

金額や条件などは確定しだい更新します。

5 利用定員について

大阪市における利用定員の設定・算出方法については、次のとおりです。

・基本的な考え方

特定教育・保育施設の利用定員は認可定員と同数を基本とする

利用定員は、2 号・3 号それぞれの各年齢別に設定する。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けない。

特定教育・保育施設において利用定員の変更を希望する場合は、認可定員を上限とし、過去 3 カ年の 5 月 1 日現在の実利用人員の平均（小数点第 1 位切り上げ）以上の数で、施設・事業者からの申請により、大阪市が確認により設定する。

新設の施設や施設種別の変更（幼稚園から幼保連携型認定こども園など）および増築を行った施設の利用定員は実際の利用児童数により設定する。

新設保育所の利用定員算出方法 例（平成 28 年 4 月 1 日開設の例）

1 年目 (H28)	2 年目 (H29)	3 年目 (H30)	4 年目 (H31)	5 年目以降 (H32)
平成 28 年 4 月 1 日の 入所児童数	平成 29 年 5 月 1 日の 入所児童数	平成 30 年 5 月 1 日の 入所児童数	平成 31 年 5 月 1 日の 入所児童数	過去 3 年の 5 月 1 日の平均

2 ~ 4 年目の年度当初の給付費は前年度利用定員単価により給付し、利用定員確定後、精算します。

6 小規模保育施設との連携について

(1) 小規模保育施設とは

0～2歳児を10人～19人まで保育する施設です。事業の実施にあたっては、開設する小規模保育施設の近隣において、認可保育所、認定こども園などと連携しながら運営します。

(2) 連携保育所の役割、業務について

- ・屋外遊戯場の利用に関する支援
- ・合同保育に関する支援（児童の交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作り）
- ・後方支援（相談・指導等の支援のほか、緊急等の代替要員の派遣等の支援）
- ・行事への参加に関する支援（合同で行事を実施するなどの支援）

など

7 その他の運営について

(1) 給食について

保育所は入所する子どもにとっては1日の生活の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意義は大きいです。乳幼児期から日々の食事を通して、発育・発達段階に応じて豊かな食にかかわる体験を積み重ね、生涯にわたって健康で質の高い生活をおくる基本となる「食を営む力」の基礎を培うことが重要です。

〔参考〕

「授乳・離乳の支援ガイド」・・・平成19年3月
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0314-17.pdf>

「日本人の食事摂取基準2015年版」・・・平成26年3月
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000041733.html>

「保育所における食事の提供ガイドライン」・・・平成24年4月
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>

衛生管理については、給食を円滑かつ安全に行うためには、施設の整備と衛生的な管理並びに給食にかかわる職員の健康管理が必要です。

〔参考〕

「大量調理施設衛生管理マニュアル」・・・平成25年10月22日最終改正
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/131106_02.pdf

体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応します。

〔参考〕

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」・・・平成23年3月
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>

大阪市では、保育所の給食は、原則、自園調理としており、外部搬入は認めておりません。なお、調理業務委託は可能です。3歳未満児については、主食及び副食の提供を、3歳以上児については、副食の提供（主食は実費徴収又は持参）を行ってください。

(2) 児童の健康管理について

乳幼児は心身ともに未熟で抵抗力も弱く、容易に病気や感染症にかかります。そのため、乳幼児の集団生活の場である保育所では、一人一人の子ども健康状態を把握し、適切な対応を行うことで、健康の保持・増進を図ります。さらに、感染予防対策など、集団としての健康管理も重要となります。

また、よりよい健康管理を行うためには、家庭・嘱託医・地域の関係機関との連携が大切です。

ア 健康診断

入所児童の健康診断について、入所時健康診断は、原則、各保育所の嘱託医により全児童が受診するものとし、定期健康診断は、年2回以上、歯科検診は、年1回以上実施しなければなりません。

イ その他の検査

上記健康診断のほか、学校保健安全法施行規則に基づき、毎年度5月～6月上旬頃、全入所児童を対象にぎょう虫卵検査を、2歳児以上を対象に尿検査を、大阪市の予算で実施しています。なお、実施期間以降の途中入所児童については、各保育所が任意で実施するものとしております。

ウ 身体測定

各保育所は、児童の年齢及び成長に応じ、必要な回数の身体測定を実施してください。

エ 衛生管理

常に清潔な環境が保てるよう配慮してください。日常の清掃が基本となります。

オ 保健指導

日々の保育の中で、子どもたちが健康に関心を持ち、適切な行動をとれるよう、年齢・発達に応じた指導・援助を行います。(手洗い・うがい・はみがきなど)

カ 感染症発生時の対応

入所児童の感染症発生時の対応については、保護者周知も含め、厚生労働省「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」準じて、感染拡大防止に努めてください。

「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku02.pdf>

〔参考〕

集団発生時など、必要に応じて、こども青少年局に報告してください。

「社会福祉施設等における感染症等の発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日付健発第0222002号)

感染症罹患後の登所(園)については、医師の意見書が必要です。

参考:「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」

- 大阪府医師会学校医学会作成(平成24年4月学校保健安全法改正に準拠) -

(3) 職員の健康管理について

民間保育所に勤務する職員については、労働安全衛生規則に定めるところにより、雇用時、及び定期的に健康診断を行ってください。

調理・調乳等に従事する職員については、毎月に検便を行い、異常がないかの確認を行ってください。

(4) 嘱託医の業務内容

ア 嘱託医師

嘱託医は、保育所における入所時健康診断、年2回以上の定期健康診断を担うほか、感染症発生時の指導及び必要に応じて健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応もしていただきます。

イ 歯科嘱託医師

歯科医は、年1回以上の定期歯科検診を担うほか、口腔保健衛生の普及及び歯予防並びに口腔健康相談、口腔に対する救急処置などの対応もしていただきます。

(5) 研修について

大阪市では、一人一人の子どもを大切にする保育をめざして「子育て支援」の充実と「人材育成」に重点を置き、職員自らの専門性と倫理性を確立することができるような研修等を実施しております。

各研修は、申し込みによる任意参加となっておりますが、積極的に参加してください。研修等の実施については、毎月の研修案内によりお知らせします。

(6) 事故防止と対応

保育中の事故防止のため、定期的な施設・設備の安全点検や事故防止に向けた職員教育の徹底等、事故防止の対策を十分に講じてください。

事故が発生してしまった場合には、あらかじめ定めた方法等により、迅速かつ的確な対応を図り、その状況、処置及び経過、並びに再発防止策について記録するとともに、医療機関を受診することになった場合等、特に大阪市への報告が必要と判断される事故については、報告を行ってください。

万一、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、所定の様式により大阪市こども青少年局へ報告してください。

(7) 防火・防災・防犯について

すべての保育所は、防火・防災管理者の選任と届出、消防計画の作成と届出、消防用設備点検の実施と報告等を関係法令に基づき実施してください。また、非常災害時における避難及び消火の訓練を、月1回以上実施しなければなりません。

上記のほか、不審者対策等、防犯上の配慮も行ってください。

(8) 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11

号)の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理してください。

(9) 保護者対応について

苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者から苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じてください。

(10) 虐待について

保育所の職員は、入所児童に対し、虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

入所児童等に対する虐待等を防止するため、その早期発見に努めるとともに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、各区保健福祉センターや大阪市こども相談センター等の関係機関と連携を図り、必要な対応や支援を行ってください。

4 経理・監査について

保育所は、主な財源である運営費及び補助金が公的資金であるため、その運営については、より透明性が求められます。特に会計に関する処理については、国が定める基準（社会福祉法人会計基準）に基づき、会計処理を行います。（学校法人が設置する認定こども園については、学校法人会計基準に基づき会計処理を行うことができます。）

その他保育所運営費の経理等について定めた通知【「保育所運営費の経理等について（児発第299号）他】により、保育所運営費の用途及び範囲が定められていますので、これら関連する通知に基づき会計処理を行う必要があります。

保育所経理に関し特に注意が必要な点は次のとおりですが、詳しい取扱いについては社会福祉法人会計基準および厚生労働省通知等により行ってください。

【保育所経理に関する事項】

（社会福祉法人を基準に記載していますが、社会福祉法人以外においても準じていただくようお願いします。）

1 会計管理について

（1）経理規程の整備

社会福祉法人会計基準に基づく経理規程の作成が必要です。規程の内容については「社会福祉法人モデル経理規程」を参考に作成してください。（規程の整備・変更については、理事会の承認が必要です。）

会計年度は4月1日から翌3月31日までとしてください。

法人本部（本社）と保育所は別の経理区分としてください。また、複数保育所（施設）を運営している場合は、それぞれに経理区分を設けてください。

勘定科目については、会計基準に準拠したものを経理規程の別表等で定めてください。

（2）会計責任者等の任命

保育所（経理区分）ごとに会計責任者を任命し、理事長名で辞令を交付してください。（理事長が会計責任者となる場合には職務代理者から辞令を交付してください。）

出納事務を行う職員が会計責任者と別にいる場合には、出納職員を任命し、辞令を交付してください。

会計責任者および出納職員については、経理処理に対する法人内部でのチェック体制を構築する意味で兼任を避け、別の者を任命するようにしてください。

併せて予算管理者、固定資産管理責任者の任命も必要ですが、会計責任者との兼任は可能です。

理事長以外の者に契約締結権限を委任している場合には、契約担当者を任命してください。その際、経理規程もしくは辞令において委任内容（委任範囲）を明確にしてください。

（3）予算の編成

毎事業年度が始まる前に各経理区分毎の翌年度予算を編成し、資金収支計算書に準拠した予算書を作成してください。（予算についても理事会の承認が必要です。）

予算の編成にあたっては、事業計画との関連性が明確なものとし、年度途中での事業計画の変更や大幅な予算額の変更がある場合には、補正予算を編成してください。

2 会計書類について

(1) 帳簿の整備

主要簿（総勘定元帳・仕分伝票）を必ず作成してください。

該当する資産等がある場合には補助簿（固定資産管理台帳、基本金台帳、寄付金台帳等、必要に応じて経理規程で作成することを定めている帳簿類）を作成してください。

全ての取引を記録し、簿外処理を行うことがないようにしてください。

領収書等証ひょうについても適正に整理・保存してください。

会計帳簿は10年間保存し、決算書は永久保存してください。

3 出納事務について

(1) 支出

金銭の支払いの際は、領収書や証ひょうに基づいて行い、会計責任者の承認（印）を得てください。

現金で支払ったものについては金銭受領者の領収書を受領してください。

小口現金については経理規程で限度額を設定し、その範囲内での保有としてください。経費の支払いについては、小口現金もしくは預金口座からの支出とし、個人による立替えを行わないようにしてください。

日々の支出に対し、その都度仕分伝票もしくは小口現金出納帳への記載による会計処理を行ってください。

不明瞭な支出がないように、会計処理は整然かつ明瞭に行い、正確な記録を残してください。

保育所の運営と直接関わりのない経費や疑義のある経費については支出できません。

(2) 収入

金銭の収入については、領収書を発行し、会計責任者の承認（印）を得てください。現金収入は直接小口現金に充てることなく、速やかに金融機関へ預け入れてください。日々の収入に対し、その都度仕分伝票もしくは小口現金出納帳への記帳による会計処理を行ってください。

寄付金を收受する際には、寄付申込書を徴したうえで寄付金台帳へ記載し、理事長名で領収書を発行した上で適切な経理区分へ収入計上を行ってください。なお、利用者家族や職員へ寄付を強要することは出来ません。

実費負担相当分として徴収する保護者徴収金については、日々、徴収金台帳へ記載し、適切な経理区分へ収入計上を行ってください。

(3) 月末の処理

月次試算表を経理区分ごとに作成し、理事長（代表者等）の承認（印）を得てください。月次試算表は、資金収支計算書（内訳表）、事業活動収支計算書（内訳表）、貸借対照表等、社会福祉法人会計基準に基づく決算書に準じて作成してください。

現金残高および預金残高と帳簿残高を適切に照合してください。

4 契約事務について

経理規程に定める金額を超える契約を行う際には契約書を作成してください

【モデル経理規程では】100万円。注文書・注文請書・契約申込書は不可）
経理規程に定める金額を超える契約を行う際には、入札を実施してください。

【モデル経理規程では】

- (1)工事又は製造の請負...250万円
- (2)食料品・物品等の買入れ...160万円
- (3)上記(1)、(2)に掲げるもの以外...100万円

上記の、とも金額は、購入単位ではなく、合計金額で判断し、特定の相手方との委託料等は年間支出額で判断してください。

入札を必要としない契約を行う場合であっても、高額な契約を行う際には比較見積もりを徴して適正価格を判断した上で契約を行ってください。

自動更新による契約についても、適宜、契約内容の見直しを行ってください。

5 固定資産、減価償却、国庫補助金等特別積立金について

建物、車両、物品等で耐用年数が1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産は、固定資産に計上し、減価償却を行ってください。

大阪市等から補助(金)を受けて、何らかの固定資産を取得した場合には、その補助(金)額を国庫補助金等特別積立金として計上し、当該固定資産の減価償却に応じて国庫補助金等特別積立金取崩しを行ってください。

6 運営費の取扱いについて

保育所運営費については用途が制限されています。ここでは特に注意していただきたい点のみを記載していますので、具体的な会計処理については厚生労働省通知【「保育所運営費の経理等について(児発第299号) 他】と併せて大阪市ホームページに掲載している「保育所における運営費の弾力運用について(児発第299号通知)」をご確認ください。

大阪市ホームページ

(<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000208185.html>)

【TOPページ 事業者の方へ 社会福祉事業の手続き・届出

認可保育所の運営に関する各種通知・様式等を掲載します 運営費の弾力運用について

(1) 運営費の弾力運用

認可保育所の運営を行ったことのない法人が設置する保育所については、開設後1年間は弾力運用ができませんので、該当する支出に対して運営費を充当することはできません。2年目以降についても該当する支出に対して限度額を超過しての運営費の充当は出来ません。

(2) 積立預金への積立

長期的に安定した運営を確保するために行うものですので、計画をもって積立を行ってください。また、積立預金については、通常使用する口座とは別にし、特定預金化してください。

(3) 積立預金の目的外使用

施設の要件により事前承認に要する手続きが異なります。

(4) 前期末支払資金残高の取崩し

施設の要件により事前承認に要する手続きが異なります。

(5) 当期末支払資金残高の上限

運営費の適正な執行により、適正な保育所運営が確保された上で長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有としてください。決算時において、当期末支払資金残高が運営費収入の30%を超過している場合、指導に基づく改善がなされない場合には民改費が停止されます。

(6) 資金の貸付

同一法人内の他の経理区分への貸付は年度内に限ってのみ認められていますが、役員を含む法人外への貸付は一切認められていません。

(7) 運営費の管理運用

株式、投資信託等、元本保証がなされていないものやリスクのあるものを保有することは認められていませんので、銀行・郵便局等への預貯金により管理運用を行ってください。

7 決算について

(1) 決算整理

預金残高と帳簿残高を確認してください。

未収金・未払金等の明細を作成してください。

領収書等の証ひょう類を整備し、領収書や請求書等の紛失、二重計上がないか確認をしてください。

高額な買い入れや工事等に対する入札書類や見積書および契約書を確認してください。

運営費の弾力運用等、充当制限を満たしているか、制限内となっているかを確認してください。

主要簿(総勘定元帳、仕分伝票)と決算書の内容が一致しているか確認してください。

(2) 決算書類の作成

財産目録、資金収支計算書(内訳表)、事業活動収支計算書(内訳表)、貸借対照表等を適切に作成してください。

(3) 決算付属明細書の作成

借入金明細表、寄付金収入明細表、補助金収入明細表、等、社会福祉法人会計基準に定める付属明細書を作成してください。

(4) 収支計算分析表の作成

299号通知の取扱いに準じ、必要に応じて収支計算分析表を作成してください。

(5) 監事監査及び理事会承認

作成した決算書については、法人監事による監事監査を受けた後、理事会において承認を受けてください。

(6) 計算書類(決算書)の備付け

計算書類(決算書)は、各事務所に備え、いつでも閲覧に供することができようようにしておいてください。

(7) 現況報告書

施設調書と併せて、毎年大阪市あてに決算書・予算書を提出してください。
(提出時期については、毎年お知らせします。)

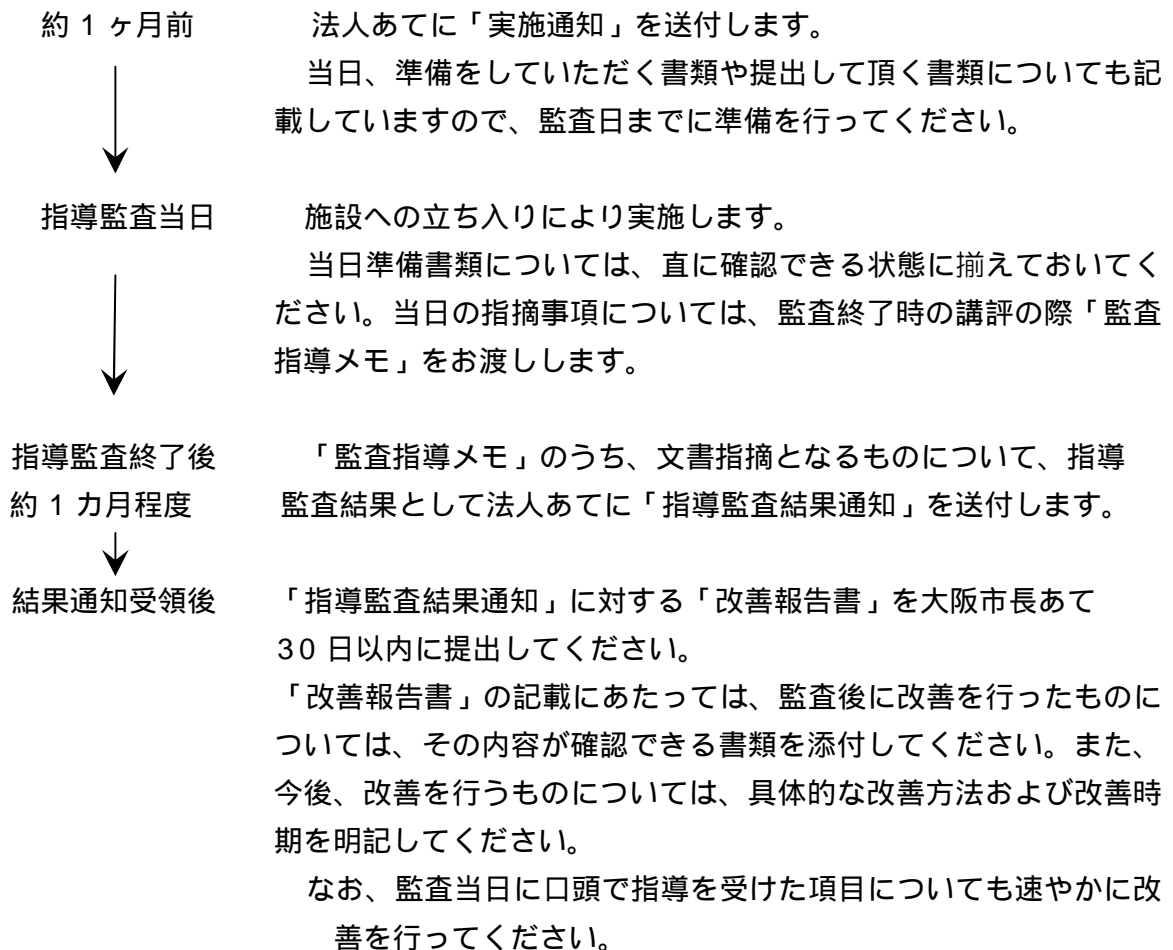
【重要】

保育所は公共性が高い施設であり、主たる財源である運営費が公的資金であることから特に適正を期する必要があります。用途については、保育に関わる経費に使用し、保育に関わらない経費への支出は行わず、行政に対してだけでなく、市民・利用者に対して説明ができるような、適正な支出を行うようにしてください。

8 施設監査について

認可保育所については児童福祉法に基づき、1年に1回、指導監査を実施します。児童福祉施設最低基準が遵守されているか、適正な会計処理が行われているか、その他関係法令に基づく運営状況について、現地への立ち入り、及び関係書類の確認、施設職員への聞き取りにより行います。

【指導監査の流れ】



5 参 考 資 料

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）
【昭和23年12月29日厚生省令法律第63号】
- 2 児童福祉施設最低基準の一部改正について
【平成14年12月25日雇児発第1225008号】
- 3 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について
【平成13年3月30日雇児保第11号】
- 4 保育所における調理業務の委託について
【平成10年2月18日児発86号】
- 5 保育所の設置認可等について
【平成12年3月30日児発295号】
- 6 「保育所の設置認可等について」の取扱いについて
【平成12年3月30日児保第発10号】
- 7 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について
【平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号】
- 8 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について
【平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号】
- 9 保育所運営費の経理等について
【平成12年3月30日児発第299号】
- 10 「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて
【平成12年3月30日児保第12号】
- 11 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
【平成17年2月22日雇児発第0222001号】
- 12 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）
【制定 平成24年3月28日】
- 13 保育所委託費単価表（平成27年度当初分）

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

昭和23年12月29日厚生省令第63号
平成26年4月30日厚生労働省令第62号改正現在

（最低基準の向上）

第3条 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第5条 児童福祉施設には、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第7条の2 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第9条の3 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第10条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第11条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りではない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第12条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	児童が通学する学校における健康診断
入所した児童に対する入所時の健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第13条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
 - 二 その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 保育所の運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第14条の2 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第14条の3 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章から第4章省略

第5章 保育所

(設備の基準)

第32条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。)、調理室及び

便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められているものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第33条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

（保育時間）

第34条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第36条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第36条の2 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 児童福祉施設最低基準の一部改正について

平成14年12月25日 雇児発第1225008号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

児童福祉施設の整備充実については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、今般、別紙のとおり児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成14年12月25日厚生労働省令第168号）が公布され、平成15年1月1日より施行されることとなったところである。

保育所の設置基準については、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（昭和43年児発第19号厚生省児童家庭局長通知）により行われているところであるが、今般の省令改正に伴い、同通知を廃止し、新たに下記のとおり定め、平成15年1月1日から適用することとしたので、御留意の上、関係方面への周知方御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 改正の要点及び趣旨

- 1 保育所の整備に当たっては、昭和42年に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしているところであるが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、保育所の設備基準を改正することとしたこと。
- 2 今回の改正は、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めるものであること。

第2 保育所の設備基準について（最低基準第32条第8号）

1 総則

- (1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を1階に設ける場合については、従前と変わらないこと。
- (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。
なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。
また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、最低基準第六条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。
- (3) 保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。
- (4) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) イについて

保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐

火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号口に規定する準耐火建築物によることは認められないこと。

(2) 口について

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

(ウ) (イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

(エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年住指発第225号・住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知）等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。

・バルコニーの床は準耐火構造とすること。

・バルコニーは十分に外気に開放すること。

・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から5.0m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

(カ) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。

(キ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。

(ク) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないように安全確保に留意されたいこと。

(3) ヘについて

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行えないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。

3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) 口について

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2)(イ)及び(ウ)と同様であること。

(ウ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

(2) ハについて

(ア) 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。

(イ) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。

(ウ) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

(3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、最低基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(ウ) (ア)自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例(例)について」(昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知)に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けることとする。

・レンジ用簡易自動消火装置(「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」

(平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知)参照)

- ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)
- ・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)
- ・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)

(エ) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

(オ) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

(カ) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

(4) ホについて

保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でなければならないこと。

(5) ヘについて

2の(3)と同様であること。

(6) トについて

(ア) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

(イ) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

(7) チについて

保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防災処理を施すこと。

4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。また、避難用の階段として、屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の階段は、屋内階段の場合は建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同令同条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、最低基準第32条第6号の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

(2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

(3) 防災上の観点から次の点に留意すること。

(ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

(イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

(ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

(エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。

(オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転

落防止に適したものとすること。

(力) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

(キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

6 その他

(1) 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。

(2) 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあっては、最低基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(3) 既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所を設けようとする場合にあっては、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出が必要であること。

3 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について

平成13年3月30日 雇児保第11号

各都道府県知事・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

保育に欠ける児童が円滑に保育所に入所できるよう、これまで各般の施策を講じ、貴職をはじめ関係者においても尽力されているところであるが、この間も保育需要は更に高まってきており、これに対応して、市町村において待機の状況がある場合に、地域の実情に応じつつ保育サービス量の拡大のために一層の取組みを進める必要がある。

今般、下記のとおり、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項をとりまとめるとともに、「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」の一部を改正することとしたので、御了知いただくとともに、市町村、保育所関係者等に周知して、これらに即した対応を進め、地域において必要とされる保育サービス量の確保が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、この通知は地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項

(1) 乳児室及びほふく室の面積について

乳児の保育を行う保育所の乳児室及びほふく室の面積に関しては、「保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直し等について（平成10年4月9日児発第305号）」の2(1)に示されているところであるが、かつての乳児保育指定保育所に係る面積基準（5㎡）の故に乳児の待機が多く発生しているのであれば、それは当該通知の趣旨にそぐわないものである。乳児の待機が多い地域においては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たす限り、積極的に保育に欠ける乳児を受け入れるよう配慮されたい。

また、待機児童が多い地域において、保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等を適切な保育環境を有する保育室、乳児室又はほふく室として活用でき得る場合においては、積極的にこれらを活用して児童受入れ能力の拡大が図られるよう配慮されたい。また、このような緊急的取扱いが継続する場合には、必要に応じて、保育室等の拡張整備を行うことや、「社会福祉施設等施設整備費における低年齢児受入拡大を図るための保育所の整備の促進について（平成11年1月7日児発第15号）」による面積加算制度の積極的な活用を図られたい。

おって、模様替え等に要する経費については、その内容に即して、大規模修繕に係る補助、乳児保育促進等事業のうち乳児保育環境改善事業に係る補助、特別保育事業等推進施設に係る補助等の利用が可能である。

(2) 屋外遊戯場について

児童福祉施設最低基準においては、満2歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとされているが、併せて、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えない旨も規定されているところである。土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部等において、屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由なくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。

当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。

当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限

を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

2 「保育所への入所の円滑化について」の一部改正

「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」の一部を次のとおり改正する。

「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」の「1 所への入所円滑化対策」の(2)中「差し支えないこと。」の後に「また、年度後半（10月以降）は、これらの場合に限らず、認可定員の25%乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。」を加える。

4 保育所における調理業務の委託について

平成10年2月18日 児発第86号
各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛
厚生省児童家庭局長通知

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第2次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、下記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成10年4月1日から適用することとしたので、適切な実施を期すよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあっては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条により、調理員を置かないことができるものである。

記

1 調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

3 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

4 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、検食を行うこと。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

5 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

6 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

7 その他

(1) 保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。

(2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、上記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとする。

5 保育所の設置認可等について

平成12年3月30日 児発第295号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生省児童家庭局長通知
平成24年3月30日雇児発0330第19号改正現在

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」（昭和38年3月19日児発第271号。以下「児発第271号通知」という。）により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を下記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

記

第1 保育所設置認可の指針

1 地域の状況の把握

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計を行うこと。

都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。）においては、これらの分析及び推計（関係市町村が行ったものを含む。）を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を検討すること。

2 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 定員

保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所に定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。（なお、「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所にあつては、幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が20人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば差し支えないこと。）

(2) 社会福祉法人による設置認可申請

社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立についても適正な審査を行うこと。

(3) 社会福祉法人以外の者による設置認可申請

審査の基準

社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、以下の基準に照らして審査すること。

- ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- イ 経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- ウ（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。
- （ア） 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- （イ） 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- （ウ） 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- オ 財務内容が適正であること。

認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- イ 収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- ウ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書（以下「資金収支計算書等」という。）及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。以下同じ）を作成すること。
- エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、ウに定める資金収支計算書等の作成に代えて、別紙1の資金収支計算分析表の作成によることができること。
- この場合、イに定める区分ごとに、別紙4の積立金・積立資産明細書を作成すること。
- なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙5の借入金明細書、及び別紙6の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- オ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。
- （ア） 前会計年度末における貸借対照表
- （イ） 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
- （ウ） ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書等
ただし、エによる場合は、資金収支計算書等に代えて資金収支計算分析表
- （エ） ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、工による場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙4の積立金・積立資産明細書

また、工による場合のうち、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙5の借入金明細書、別紙6の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

カ 都道府県知事は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

市町村との契約

社会福祉法人以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に定めるところにより資金収支計算書等及び積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等の作成に代えて、別紙1の資金収支計算分析表の作成によることができること。

この場合、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、別紙4の積立金・積立資金明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙5の借入金明細書、及び別紙6の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

第2 既設の保育所に対する指導

この通知の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、社会福祉法人とするか、又は第1の2(3)に掲げる基準等を満たすよう指導すること。

第3 実施期日等

この通知は平成12年3月30日から施行し、児発第271号通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な勧告にあたるものである。

別紙省略

6 「保育所の設置認可等について」の取扱いについて

平成12年3月30日児保第10号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛
厚生省児童家庭局保育課長通知

本日、平成12年3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」（以下「児発第295号通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては次の事項に留意されたい。

記

1 児発第295号通知の第1の2の(3)社会福祉法人以外の者による設置認可申請の審査の基準については、以下のとおりであること。

(1) アにおいて「必要な経済的基礎がある」とは、以下の及びのいずれも満たすものをいうこと。

原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、平成12年3月30日児発第297号「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(2) ウにおいて「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園をいうこと。

(3) エにおいて「保育所を営む事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者」とは、申請者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが当初から明らかな者をいい、例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第3項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者や、同条第1項に基づく報告徴収に対して虚偽の報告等を行ったことがある者などは、これに該当すること。

(4) オにおいて「財務内容が適正であること」とあるが、直近の会計年度において、保育所を営む事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。

2 昭和41年2月2日児福第3号「保育所の設置認可等について」は廃止する。

なお、この通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

7 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」（平成12年3月30日児発第297号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。）に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

記

第1 要件緩和の内容

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安

定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) (4)の1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言である。

8 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

平成12年9月8日 障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛

厚生省大臣官房障害保健福祉部・社会・援護
局・老人保健福祉局・児童家庭局長連名通知

平成24年3月30日雇児発0330第1号・社援発0330第7号・老発0330第5号改正現在

従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を営む事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところです。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、即設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

- (1) 既設法人（第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を営む事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

障害児通所支援事業（児童発達支援又は医療型児童発達支援に限る。）

情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）

障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）

保育所又は児童家庭支援センター

母子福祉施設

老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター

身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設

地域活動支援センター

- (2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

9 保育所運営費の経理等について

平成12年3月30日児発第299号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛
厚生省児童家庭局長通知
平成24年3月30日雇児発0330第20号改正現在

保育制度については、平成10年4月施行の改正児童福祉法によって、入所方式が措置制度から利用者による選択利用方式とされ、需要に即した保育サービスの提供が利用者の選択によっても促進される仕組みとされたほか、都市部における待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところである。こうした状況に対応していくためには、地域の動向に配慮しながら、保育サービスの量の拡大及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、今般、保育所運営費等の経理について、下記のとりの取扱いを行うこととし、平成19年度分の運営費等から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各保育所に対し、周知徹底方願する。

本通知に定める運営費等の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分にこたえていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5 運営費等の経理に係る指導監督」について特に配慮願いたい。

なお、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）の3(2)により、従来の会計処理によることとしている社会福祉法人の運営する保育所への適用は、なお従前の例によることができるものとする。

記

1 運営費の使途範囲

- (1) 保育所運営費（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2。以下「交付要綱」という。）の第1の1に規定する運営費をいい、私立認定保育所（交付要綱の第1の2に規定する私立認定保育所をいう。）においては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第13条第2項の規定に読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第51条第5号に規定する保育料額を控除した額をいう。以下単に「運営費」という。）のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。
- (2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分に関わらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準が遵守されていること。

保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する本職通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。

給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。

給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。

入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏

まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。

運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

- (3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の から までに掲げる要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

人件費積立資産（人件費の類に属する経費に係る積立資産）

修繕積立資産（建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立資産）

備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）

なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

- (4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)の から までに掲げる要件を満たすものにおいては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分に（当該拠点区分においてサービス区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立預金を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発0312001号）において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める民改費の管理費として加算された額に相当する額のみ弾力運用を行うものを除く。）については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。

- (5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の 及び の要件を満たすものにおいては、当該事業を実施する会計年度において、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条に規定する事業をいう。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、運営費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（（4）の民改費相当額分を含む。）まで、運営費を同一の設置者が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表（以下「計算書表」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号）に基づき、（5）に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

- (6) (1)に関わらず、運営費については、（5）に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

人件費積立資産

保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産）

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

- (1) 私立認定保育所における就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下「保育料」という。）については、原則として当該私立認定保育所の人件費、管理費及び事業費に充てられるものであるが、「1 運営費の使途範囲」の(2) から までに掲げる要件の全てが満たされた上で、当該私立認定保育所の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産に積み立てる他、以下の経費に充てることができること。

当該私立認定保育所を設置する法人本部の運営に用する経費

同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福

社事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

- (2) (1)により積み立てた各種立資産をそれぞれの目的以外に使用する場合の取扱いについては、運営費と同じ取扱いとなること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

- (1) 前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

- (2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入（私立認定保育所においては運営費収入及び保育料収入の合計額）の30%以下の保有とすること。

当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く。）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

4 運営費及び保育料の管理・運用

- (1) 運営費及び保育料（以下「運営費等」という。）の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。

- (2) 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

- (3) (2)の規程にかかわらず「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規程に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年8月4日文部科学・厚生労働省告示第1号）の第1の一で定める幼保連携型認定こども園である場合は、保育所及び幼稚園の設置者が同一法人等でない場合でも、保育所における運営費等の当該幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園事業部分への貸付について、幼稚園を設置する法人の経営上やむを得ない場合において、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保されたうえで、当該年度内に限って認められるものであること。

5 運営費等の経理に係る指導監督

運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

- (1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、

計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2) から までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。

- (2) 設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合には、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 運営費の使途範囲」の(2) から までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が民改費加算額を超えている場合

1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が民改費加算額を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が運営費の3か月分に相当する額を超えている場合

保育所に係る拠点区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

運営費等に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合

- (3) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には、改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

- (4) 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

6 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、運営費等について適用されるものであり、運営費等以外の収入については適用されないものであること。

なお、運営費等以外の収入のうち、厚生労働省の所管する補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

別表1

- 1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号。以下「雇児発第0609001号」という。）に定める延長保育促進事業及びこれらと同様の事業と認められるもの
- 2 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号。以下「雇児発0930第1号」という。）に定める一時預かり事業
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること
- 3 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 雇児発0930第1号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの

- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
- 6 雇児発第0930第1号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表2

- 1 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所を運営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所を運営する事業に係る租税公課

別表3

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
- 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表4

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を運営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還
- 4 社会福祉施設等を運営する事業に係る租税公課

別表5

- 1 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所を運営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
- 4 保育所を運営する事業に係る租税公課

別表6

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過 不足額 (-)
科目	金額（円）	科目	金額（円）	
1 保育所運営費収入(民改費加算分を除く。)		14 人件費支出		
(1) 人件費(民改費加算分を除く。)		(1) 職員給料支出		
(2) 事業費		(2) 職員賞与手当		
(3) 管理費(民政費加算分を除く。)		(3) 非常勤職員給与支出		
		(4) 派遣職員費支出		
		(5) 退職給付支出		
		(6) 法定福利費支出		

2 私的契約利用料収入		15 事業費支出		
3 私立認定保育所利用料収入		(1) 給食費支出		
4 その他の事業収入		(2) 保健衛生費支出		
5 人件費積立資産取崩収入		(3) 保育材料費支出		
6 修繕積立資産取崩収入		(4) 水道光熱費支出		
7 備品等購入積立資産取崩収入		(5) 燃料費支出		
8 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入		(6) 消耗品具備品費支出		
		(7) 保険料支出		
		(8) 賃借料支出		
		(9) 車両費支出		
		(10) 雑支出		
		16 事業費支出		
		(1) 福利厚生費支出		
		(2) 職員被服費支出		
		(3) 旅費交通費支出		
		(4) 研修研究費支出		
		(5) 事務消耗品費支出		
		(6) 印刷製本費支出		
		(7) 水道光熱費支出		
		(8) 燃料費支出		
		(9) 修繕費支出		
		(10) 通信運搬費支出		
		(11) 会議費支出		
		(12) 広報費支出		
		(13) 業務委託費支出		
		(14) 手数料支出		
		(15) 保険料支出		
		(16) 賃借料支出		
		(17) 保守料支出		
		(18) 雑支出		
		17 人件費積立資産支出		
		18 修繕積立資産支出		
		19 備品等購入積立資産支出		
		20 保育所施設・設備整備積立資産支出		
9 当期資金収支差額合計(欠損金)		21 当期資金収支差額合計		
1 から9までの小計		14から21までの小計		
10 保育所運営費収入のうち民改費加算分		22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		23 土地・建物賃借料支出		
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		24 22及び23の経費に係る借入金利息支出		
13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入		25 22及び23の経費に係る借入金償還支出		
		26 22及び23の経費に係る積立資産支出		
		27 租税公課		
10から13までの小計		22 から27 までの小計		
合計		合計		

14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。

10 「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて

平成12年3月30日児保第12号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛
厚生省児童家庭局保育課長通知
平成24年3月30日雇児保発0330第3号改正現在

本日、平成12年3月30日児発第299号「保育所運営費の経理等について」（以下「児発第299号通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

記

- 1 児発第299号通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、児発第299号通知の1の(2)の から までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。
- 2 児発第299号通知の1の(2)において「人件費、事務費又は事業費」とは、保育所を運営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号）に定める別表1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指数）」中、別紙3の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、児発第299号通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。
- 3 児発第299号通知の1の(2)の における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。
 - (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
 - (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
 - (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
 - (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
 - (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。
- 4 新たに保育所を運営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合、児発第299号通知の1の(4)から(6)までに関して、既に保育所を運営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。
- 5 児発第299号通知の1の(3)及び(4)並びに3の(1)に関して、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、用途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知1の(4)による別表2に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。
 - (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
 - (2) 建物の修繕、模様替え等
 - (3) 建物附属設備の更新
 - (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
 - (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
 - (6) 登所バス等の購入、修理等

なお、児発第299号通知の1の(6)に関して、目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をい

う。)の新築又は増改築に係る経費(土地取得費を含む。)に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。

- 6 児発第299号通知の4の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。
- 7 児発第299号通知の別表2において「保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所の建物(保育所を営む事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 8 児発第299号通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物(子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 9 児発第299号通知により運営費の用途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

1 1 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

平成17年2月22日雇児発第0222001号
都道府県知事、指定都市市長、各中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」(平成17年1月10日老発第0110001号)等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等(その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。)においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

- 7 . 4 の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
- 8 . 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年 1 回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。
- 9 . なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別紙省略

12 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）

制定 平成24年3月28日

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、児童福祉法の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第2条から第14条の3までの規定及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 助産施設 設備運営基準第15条から第18条まで
- (2) 乳児院 設備運営基準第19条から第25条まで
- (3) 母子生活支援施設 設備運営基準第26条から第31条まで
- (4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の3まで（第32条第2号及び第3号並びに第33条第2項を除く。）及び第94条
- (5) 児童厚生施設 設備運営基準第37条から第40条まで
- (6) 児童養護施設 設備運営基準第41条から第47条まで
- (7) 情緒障害児短期治療施設 設備運営基準第72条から第78条まで
- (8) 児童自立支援施設 設備運営基準第79条から第88条まで
- (9) 児童家庭支援センター 設備運営基準第88条の2から第88条の4まで

（保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準）

第4条 保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児1人につき5.0平方メートル以上、設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

- 2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、前項の基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、前項の規定にかかわらず、設備運営基準第32条第2号又は第3号に定めるところによる。

（保育所の保育士の数に係る基準）

第5条 保育所の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね25人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、第 3 条第 4 号（設備運営基準第 32 条第 6 号（保育室に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第 4 条の規定による基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所（待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。）の状況を勘案して市長が特別な措置を講ずる必要があるものとして定める区域内に存するものに限る。）において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく室にあつては乳児又は設備運営基準第 32 条第 1 号の幼児 1 人につき、保育室にあつては同条第 5 号の幼児 1 人につき、それぞれ 1.65 平方メートル以上とする。
- 3 この条例の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物のうち、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 71 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条の規定の適用を受けるものに係る児童福祉法第 45 条第 1 項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、第 3 条の規定にかかわらず、設備運営基準（第 19 条第 1 号、第 20 条第 1 号、第 26 条第 1 号及び第 41 条第 1 号（第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）並びに改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準（以下「改正前の基準」という。）第 19 条第 1 号、第 20 条第 1 号、第 26 条第 1 号及び第 41 条第 1 号（改正前の基準第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。
- 4 この条例の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物のうち、改正省令附則第 3 条の規定の適用を受けるものに係る児童福祉法第 45 条第 1 項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、第 3 条の規定にかかわらず、設備運営基準（第 19 条第 2 号、第 20 条第 2 号、第 26 条第 2 号及び第 3 号、第 41 条第 2 号（第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 74 条第 2 号の規定を除く。）並びに改正前の基準第 19 条第 2 号、第 20 条第 2 号、第 26 条第 2 号及び第 3 号、第 41 条第 2 号（改正前の基準第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 74 条第 2 号に定めるところによる。
- 5 この条例の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に置かれている家庭支援専門相談員である者のうち、改正省令附則第 5 条の規定により家庭支援専門相談員となったものについては、第 3 条第 2 号（設備運営基準第 21 条第 2 項に係る部分に限る。）第 6 号（設備運営基準第 42 条第 2 項に係る部分に限る。）第 7 号（設備運営基準第 73 条第 4 項に係る部分に限る。）及び第 8 号（設備運営基準第 80 条第 2 項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者のうち、児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 110 号）附則第 2 条の規定の適用を受けるものについては、第 3 条第 2 号（設備運営基準第 22 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）第 3 号（設備運営基準第 27 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）第 6 号（設備運営基準第 42 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）及び第 7 号（設備運営基準第 74 条第 1 項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

1 3 保育所委託費単価表（平成27年度当初分）

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		処遇改善等加算		所長設置加算	3歳児配置改善加算																																												
				保育標準時間 認定 基本分単価	保育短時間 認定 基本分単価	保育標準時間 認定	保育短時間 認定			処遇改善等 加算	処遇改善等 加算																																										
16/100 地域	20人	2号	4歳以上児	94,830	70,630	+	880 × 加算率	630 × 加算率	25,040	250 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																																								
			3歳児	101,970	77,770	+	950 × 加算率	700 × 加算率																																													
		1、2歳児	155,130	130,930	+	1,450 × 加算率	1,200 × 加算率																																														
		3号	乳児	226,560	202,360	+	2,160 × 加算率	1,910 × 加算率																																													
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児	70,920	54,790	+	640 × 加算率	480 × 加算率						16,690	160 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																																			
			3歳児	78,060	61,930	+	710 × 加算率	550 × 加算率																																													
		1、2歳児	131,220	115,090	+	1,210 × 加算率	1,050 × 加算率																																														
		3号	乳児	202,650	186,520	+	1,920 × 加算率	1,760 × 加算率																																													
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児	59,130	47,030	+	520 × 加算率	400 × 加算率											12,520	120 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																														
			3歳児	66,270	54,170	+	590 × 加算率	470 × 加算率																																													
		1、2歳児	119,430	107,330	+	1,090 × 加算率	970 × 加算率																																														
		3号	乳児	190,860	178,760	+	1,800 × 加算率	1,680 × 加算率																																													
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児	57,210	47,530	+	500 × 加算率	400 × 加算率																10,010	100 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																									
			3歳児	64,350	54,670	+	570 × 加算率	470 × 加算率																																													
		1、2歳児	117,510	107,830	+	1,070 × 加算率	970 × 加算率																																														
		3号	乳児	188,940	179,260	+	1,780 × 加算率	1,680 × 加算率																																													
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児	51,080	43,010	+	440 × 加算率	360 × 加算率																					8,340	80 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																				
			3歳児	58,220	50,150	+	510 × 加算率	430 × 加算率																																													
		1、2歳児	111,380	103,310	+	1,010 × 加算率	930 × 加算率																																														
		3号	乳児	182,810	174,740	+	1,720 × 加算率	1,640 × 加算率																																													
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児	46,770	39,860	+	400 × 加算率	330 × 加算率																										7,150	70 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率															
			3歳児	53,910	47,000	+	470 × 加算率	400 × 加算率																																													
		1、2歳児	107,070	100,160	+	970 × 加算率	900 × 加算率																																														
		3号	乳児	178,500	171,590	+	1,680 × 加算率	1,610 × 加算率																																													
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児	43,600	37,550	+	360 × 加算率	300 × 加算率																															6,260	60 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率										
			3歳児	50,740	44,690	+	430 × 加算率	370 × 加算率																																													
		1、2歳児	103,900	97,850	+	930 × 加算率	870 × 加算率																																														
		3号	乳児	175,330	169,280	+	1,640 × 加算率	1,580 × 加算率																																													
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児	41,080	35,700	+	340 × 加算率	290 × 加算率																																				5,560	50 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率					
			3歳児	48,220	42,840	+	410 × 加算率	360 × 加算率																																													
		1、2歳児	101,380	96,000	+	910 × 加算率	860 × 加算率																																														
		3号	乳児	172,810	167,430	+	1,620 × 加算率	1,570 × 加算率																																													
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児	35,960	31,120	+	290 × 加算率	240 × 加算率																																									5,000	50 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率
			3歳児	43,100	38,260	+	360 × 加算率	310 × 加算率																																													
		1、2歳児	96,260	91,420	+	860 × 加算率	810 × 加算率																																														
		3号	乳児	167,690	162,850	+	1,570 × 加算率	1,520 × 加算率																																													
101人から 110人まで	2号	4歳以上児	34,630	30,230	+	280 × 加算率	230 × 加算率	4,550	40 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																																									
		3歳児	41,770	37,370	+	350 × 加算率	300 × 加算率																																														
	1、2歳児	94,930	90,530	+	850 × 加算率	800 × 加算率																																															
	3号	乳児	166,360	161,960	+	1,560 × 加算率	1,510 × 加算率																																														
111人から 120人まで	2号	4歳以上児	33,490	29,460	+	260 × 加算率	220 × 加算率						4,170	40 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																																				
		3歳児	40,630	36,600	+	330 × 加算率	290 × 加算率																																														
	1、2歳児	93,790	89,760	+	830 × 加算率	790 × 加算率																																															
	3号	乳児	165,220	161,190	+	1,540 × 加算率	1,500 × 加算率																																														
121人から 130人まで	2号	4歳以上児	32,530	28,800	+	250 × 加算率	220 × 加算率											3,850	30 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																															
		3歳児	39,670	35,940	+	320 × 加算率	290 × 加算率																																														
	1、2歳児	92,830	89,100	+	820 × 加算率	790 × 加算率																																															
	3号	乳児	164,260	160,530	+	1,530 × 加算率	1,500 × 加算率																																														
131人から 140人まで	2号	4歳以上児	31,730	28,270	+	250 × 加算率	210 × 加算率																3,570	30 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																										
		3歳児	38,870	35,410	+	320 × 加算率	280 × 加算率																																														
	1、2歳児	92,030	88,570	+	820 × 加算率	780 × 加算率																																															
	3号	乳児	163,460	160,000	+	1,530 × 加算率	1,490 × 加算率																																														
141人から 150人まで	2号	4歳以上児	31,020	27,790	+	240 × 加算率	210 × 加算率																					3,330	30 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																					
		3歳児	38,160	34,930	+	310 × 加算率	280 × 加算率																																														
	1、2歳児	91,320	88,090	+	810 × 加算率	780 × 加算率																																															
	3号	乳児	162,750	159,520	+	1,520 × 加算率	1,490 × 加算率																																														
151人から 160人まで	2号	4歳以上児	31,260	28,230	+	240 × 加算率	210 × 加算率																										3,130	30 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率																
		3歳児	38,400	35,370	+	310 × 加算率	280 × 加算率																																														
	1、2歳児	91,560	88,530	+	810 × 加算率	780 × 加算率																																															
	3号	乳児	162,990	159,960	+	1,520 × 加算率	1,490 × 加算率																																														
161人から 170人まで	2号	4歳以上児	30,670	27,830	+	240 × 加算率	210 × 加算率																															2,940	20 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率											
		3歳児	37,810	34,970	+	310 × 加算率	280 × 加算率																																														
	1、2歳児	90,970	88,130	+	810 × 加算率	780 × 加算率																																															
	3号	乳児	162,400	159,560	+	1,520 × 加算率	1,490 × 加算率																																														
171人以上	2号	4歳以上児	30,140	27,450	+	230 × 加算率	200 × 加算率																																				2,780	20 × 加算率	+	7,140	70 × 加算率						
		3歳児	37,280	34,590	+	300 × 加算率	270 × 加算率																																														
	1、2歳児	90,440	87,750	+	800 × 加算率	770 × 加算率																																															
	3号	乳児	161,870	159,180	+	1,510 × 加算率	1,480 × 加算率																																														

休日保育加算		夜間保育加算		減価償却費加算	賃借料加算	
処遇改善等加算		(注)	処遇改善等加算	加算額 都市部	加算額 都市部	
休日保育の年間延べ利用子ども数	休日保育の年間延べ利用子ども数	各月初日の利用子ども数	26,320	190 × 加算率	B 地域 6,200	b 地域 6,200
			24,710	24,710		
			19,690	130 × 加算率	B 地域 4,300	b 地域 4,300
			18,080	18,080		
			16,370	90 × 加算率	B 地域 3,700	b 地域 3,700
			14,760	14,760		
			14,380	70 × 加算率	B 地域 3,400	b 地域 3,400
			12,780	12,780		
			13,060	60 × 加算率	B 地域 2,800	b 地域 2,800
			11,450	11,450		
			12,110	50 × 加算率	B 地域 2,400	b 地域 2,400
			10,500	10,500		
			11,400	40 × 加算率	B 地域 2,800	b 地域 2,800
			9,790	9,790		
			10,850	40 × 加算率	B 地域 2,500	b 地域 2,500
			9,240	9,240		
			560人 ~ 629人	560人 ~ 629人		B 地域 2,200
437,100	4,370 × 加算率					
630人 ~ 699人	630人 ~ 699人		B 地域 2,400	b 地域 2,400		
472,100	4,720 × 加算率					
700人 ~ 769人	700人 ~ 769人		B 地域 2,200	b 地域 2,200		
507,100	5,070 × 加算率					
770人 ~ 839人	770人 ~ 839人		B 地域 2,000	b 地域 2,000		
542,100	5,420 × 加算率					
840人 ~ 909人	840人 ~ 909人		B 地域 2,200	b 地域 2,200		
577,100	5,770 × 加算率					
910人 ~ 979人	910人 ~ 979人		B 地域 2,100	b 地域 2,100		
612,100	6,120 × 加算率					
980人 ~ 1,049人	980人 ~ 1,049人		B 地域 1,900	b 地域 1,900		
647,100	6,470 × 加算率					
1,050人 ~	1,050人 ~		B 地域 2,100	b 地域 2,100		
682,100	6,820 × 加算率					

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	分圏の場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
16/100 地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児	(+ +) × 10/100	(+ +) × 7/100	(-) × 80/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 87/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 96/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 90/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 90/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 7/100	(-) × 91/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 8/100	(-) × 96/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 8/100	(-) × 95/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 8/100	(-) × 96/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 8/100	(-) × 98/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 8/100	(-) × 98/100
		3号	1、2歳児 乳児			
	141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(+ +) × 8/100	(-) × 98/100
		3号	1、2歳児 乳児			
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(+ +) × 8/100	(-) × 98/100		
	3号	1、2歳児 乳児				
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(+ +) × 8/100	(-) × 99/100		
	3号	1、2歳児 乳児				
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	(+ +) × 8/100	(-) × 99/100		
	3号	1、2歳児 乳児				

主任保育士専任加算	基本額 (250,830 +	処遇改善等加算 2,500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	A (49,870 +	処遇改善等加算 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B (33,250 +	処遇改善等加算 330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	基本額 (46,100 +	処遇改善等加算 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	1 級 地	1,650	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	
	3 級 地	1,460	
除雪費加算	⑳	5,850	3 月初日の利用子どもの単価に加算
降雪除去加算	㉑	145,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数	3 月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	⑳	400時間以上 800時間未満 448,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 3 月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満 746,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
		1200時間以上 1,045,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算	㉒	150,000（限度額）÷ 3 月初日の利用子ども数	3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉓	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数	3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

各項目の説明

- 地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定
大阪市は、「16/100地域」
- 定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定
- 認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）
- 年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）
- 保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）
- 基本分単価・・・～の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- 処遇改善等加算・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- 所長設置加算・・・専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算
- 3歳児配置改善加算・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算
- 休日保育加算・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
- 夜間保育加算・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- 減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域に応じて減価償却費の一部を加算
- 賃借料加算・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算
- 分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整
- 常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
- 定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%
- 主任保育士専任加算・・・事業の取組状況に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援
- 療育支援加算・・・障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算
- 事務職員雇上費加算・・・事業の取組状況に応じて事務職員を配置するための経費を加算
- 冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域に応じて加算
- 除雪費加算・・・豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- 降灰除去費加算・・・降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算 活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

- ⑳ 入所児童処遇特別加算 ・ ・ ・ 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算
- ㉑ 施設機能強化推進費加算 ・ ・ ・ 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉒ 小学校接続加算 ・ ・ ・ 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉓ 栄養管理加算 ・ ・ ・ 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉔ 第三者評価受審加算 ・ ・ ・ 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

【基本分単価の内訳】

事務費

人件費

(1)常勤職員給与

本俸、特別給与改善費、特殊業務手当

諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）

社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）

(2)非常勤職員雇上費

嘱託医、嘱託歯科医手当

非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員）

年休代替要員費

研修代替要員費

管理費

< 職員の数に比例して積算しているもの >

旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費

< 子どもの数に比例して積算しているもの >

保健衛生費

< 1施設当たりの費用として積算しているもの >

補修費、特別管理費、苦情解決対策費

事業費

< 生活諸費 >

一般生活費（給食材料費*、保育材料費等）

* 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

認可保育所の開設・運営について

平成27年3月4日説明会資料

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8041

FAX 06-6202-6963
